

具体的内容を明らかにした事務事業

(1 2 9 件)

- 1 「(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する」

総務部会		P 1 ~ 2
住民部会		P 3 ~ 4
保健福祉部会		P 5 ~ 7
産業部会		P 8
建設部会		P 9 ~ 10
上下水道部会		P 11
教育部会		P 12 ~ 14

- 2 「(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する」

総務部会		P 15 ~ 16
住民部会		P 17
保健福祉部会		P 18 ~ 20
産業部会		P 21 ~ 23
建設部会		P 24 ~ 25
上下水道部会		P 26 ~ 27
教育部会		P 28

※ 議会部会は、1・2とも該当事務事業なし

1 「(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する」(66件)

※ No.は、第3回合併協議会までに報告した際の番号

【総務部会】(9件)

No. 193	中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備
事務事業名	地域防災計画の統括			
調 整 内 容	宇都宮市の計画を基準に、2町の地域特性も踏まえながら、平成19年度を目途に新市全体の計画を策定する。それまでの間は、それぞれの現行計画を暫定的に使用する。			

No. 240	中 分 類	人事	小 分 類	組織整備
事務事業名	組織機構整備計画			
調 整 内 容	現在の宇都宮市の計画を新市の組織整備計画として引き継ぐが、合併により変更が必要となる項目については、平成19年度中に修正する。			

No. 243	中 分 類	人事	小 分 類	定員適正化
事務事業名	定員適正化計画			
調 整 内 容	現在の宇都宮市の計画を新市の定員適正化計画として引き継ぐが、合併により職員数や職員構成が変化することから、目標値などの見直しについては、平成19年度中に修正する。			

No. 244	中 分 類	人事	小 分 類	定員適正化
事務事業名	職員採用計画			
調 整 内 容	現在の宇都宮市の計画を新市の職員採用計画として引き継ぐが、合併により職員数や職員構成が変化することから、平成19年度中に修正する。			

No. 312	中 分 類	契約	小 分 類	建設工事契約
事務事業名	指名基準			
調 整 内 容	原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし、平成19年度から平成21年度までに限り、2町を施工場所とする5,000万円以下の工事については経過措置を設け、各町の指名基準に基づき実施し、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。 なお、3年を経過しようとする平成21年度時点で、特に必要と認められる場合においては、1年間を限度に延長することができる。			

No. 313	中 分 類	契約	小 分 類	建設工事契約
事務事業名	発注標準			
調 整 内 容	原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし、平成19年度から平成21年度までに限り、2町を施工場所とする5,000万円以下の工事については経過措置を設け、各町の発注標準に基づき実施し、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。 なお、3年を経過しようとする平成21年度時点で、特に必要と認められる場合においては、1年間を限度に延長することができる。			

No. 314	中 分 類	契約	小 分 類	建設工事契約
事務事業名	一般競争入札			
調 整 内 容	原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし、平成19年度から平成21年度までに限り、2町を施工場所とする5,000万円以下の工事については経過措置を設け、各町の指名基準に基づき実施し、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。 なお、3年を経過しようとする平成21年度時点で、特に必要と認められる場合においては、1年間を限度に延長することができる。			

No. 340	中 分 類	契約	小 分 類	入札参加資格審査
事務事業名	等級格付			
調 整 内 容	原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし、建設工事については、各町の町内業者の保護・育成に配慮する必要があることから、平成19年度から平成21年度までに限り、経過措置を設け、各町の等級格付に基づき実施し、平成22年度から宇都宮市の制度に統一することとした。 なお、3年を経過しようとする平成21年度時点で、特に必要と認められる場合においては、1年間を限度に延長することができる。			

No. 342	中 分 類	契約	小 分 類	入札参加資格審査
事務事業名	有資格者名簿			
調 整 内 容	原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし、建設工事については、平成19年度から平成21年度までに限り、経過措置を設け、各町の有資格者名簿に基づき実施し、平成22年度から宇都宮市の制度に統一することとした。 なお、3年を経過しようとする平成21年度時点で、特に必要と認められる場合においては、1年間を限度に延長することができる。			

【住民部会】（１０件）

No. 10	中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事務事業名	地域コミュニティセンター等管理運営事業			
調 整 内 容	岡本コミュニティセンターは、複合施設である岡本コミュニティプラザ内にあり、当該複合施設の新市における位置付けについては、合併までに調整を図る。			

No. 12	中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事務事業名	自治会育成			
調 整 内 容	原則として宇都宮市の制度に統一するが、自治会への補助金等については、平成１９年度は段階的な措置を講じて補助することとし、平成２０年度から宇都宮市の制度に統一する。			

No. 103	中 分 類	男女共同参画	小 分 類	環境整備
事務事業名	男女共同参画を推進する市民組織への支援			
調 整 内 容	補助金の支出は、宇都宮市の基準に合わせる。 町の組織は、合併後速やかに、宇都宮市の組織との統合に向け調整する。			

No. 114	中 分 類	青少年	小 分 類	健全育成
事務事業名	健全育成を推進する市民組織への支援			
調 整 内 容	青少年育成会議は、平成１９年度から統合する。 構成団体が行う事業は、合併後速やかに宇都宮市の制度を基準に調整する。			

No. 121	中 分 類	環境行政推進	小 分 類	基本計画
事務事業名	環境基本計画			
調 整 内 容	宇都宮市のみが計画を策定しており、新市全域を対象とする必要があるが、平成１９年度に計画の改定を予定しているため、計画改定時に新市全域を対象とした改定計画を策定する。			

No. 122	中 分 類	環境行政推進	小 分 類	基本計画
事務事業名	ごみ処理基本計画			
調 整 内 容	宇都宮市の計画を基準に、合併後速やかに新市全体の計画を策定する。			

No. 143	中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事務事業名	ゴルフ場農薬調査			
調 整 内 容	各市町がゴルフ場との協定を基に実施しており、調査内容等について同一性をもたせるため、合併後速やかに調整する。			

No. 150	中 分 類	地球環境問題	小 分 類	資源の循環利用
事務事業名	地球温暖化対策推進法に係る実行計画の推進			
調 整 内 容	新市の取組については宇都宮市の実行計画を基準に推進することとするが、当該計画の数値目標は、宇都宮市の施設及び事業のみを対象としているため、2町の施設及び事業から発生する温室効果ガス排出量については、排出量の抑制に努める。 なお、新市全体の実行計画については、宇都宮市の計画改定時に策定する。			

No. 152	中 分 類	地球環境問題	小 分 類	資源の循環利用
事務事業名	地球温暖化対策地域推進計画の策定			
調 整 内 容	宇都宮市のみで計画を策定しており、計画の改定に併せて新市全体の計画を策定する。ただし、2町で取組可能な対策については速やかに実施していく。			

No. 158	中 分 類	環境保全行動	小 分 類	環境学習
事務事業名	環境情報の整備と提供			
調 整 内 容	環境状況報告書は、前年度の実績を基に作成することから、平成20年度から新市全域を対象とする。 1市2町で実施している事務事業や環境関連イベントなどについても、一体的に情報提供を行う。			

【保健福祉部会】（１４件）

No. 108	中 分 類	介護保険	小 分 類	介護保険事業計画
事務事業名	介護保険事業計画の策定・進行管理			
調 整 内 容	第３期介護保険事業計画期間（平成１８～２０年度）の残りの期間（平成１９～２０年度）については、１市２町の現行計画の集合をもって取り扱う。			

No. 164	中 分 類	社会福祉	小 分 類	法人・団体
事務事業名	社会福祉協議会補助金			
調 整 内 容	各市町の社会福祉協議会の合併に伴う事務事業の実施範囲に対応した補助金を交付できるよう、合併後の社会福祉協議会が行う事務事業との調整を図りながら見直しを行う。			

No. 194	中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉計画
事務事業名	高齢者保健福祉計画の策定・進行管理			
調 整 内 容	宇都宮市は平成２０年度に現行計画の改定を予定しており、各町の計画期間は平成２０年度までであることから、平成２０年度までは各市町の現行計画の集合をもって取り扱うこととし、改定時に新市全域を区域とする計画を策定する。			

No. 199	中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	施設
事務事業名	老人福祉センターの管理運営			
調 整 内 容	上河内町では、当該センターの指定管理期間を平成１８年４月１日から平成２３年３月３１日までの５年間と定めていることから、平成２２年度までは上河内町の現行基準のまま予算措置を継続し、平成２３年度から宇都宮市の方針に合わせることにする。			

No. 203	中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事務事業名	緊急通報装置給付貸与事業			
調 整 内 容	２町の現行制度既利用者については、現行のまま安全センター等への委託を継続するが、合併後に新規申請があるものについては、宇都宮市の基準で給付する。			

No. 240	中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉計画
事務事業名	障害者福祉プランの策定・進行管理			
調 整 内 容	障害者福祉プラン（障害者福祉計画）については、各町ともに現在策定中であり、宇都宮市のプランと整合性を保つように調整を行いながら進めている。各町が計画を策定した場合には、平成20年度まで地域別計画として引継ぎ、次期改定時に、新市全域を対象とした計画を策定する。 障害福祉サービスの目標値等については、障害福祉計画で対応する。			

No. 241	中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉計画
事務事業名	障害福祉計画の策定			
調 整 内 容	障害福祉計画については、各市町ともに現在策定中であり、計画の項目等を同一にするなどの調整を行いながら進めている。 平成20年度までは、各市町が策定する計画を地域別計画として引継ぎ、次期改定時には、新市全域を対象とした計画を策定する。			

No. 286	中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事務事業名	障害者社会参加推進イベント			
調 整 内 容	河内町のみで実施の高齢者・福祉運動会については平成21年度末までを目途に調整し、重度障害者レクリエーションについては19年度まで実施後、廃止する。			

No. 306	中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事務事業名	緊急通報装置給付貸与事業			
調 整 内 容	2町の現行制度既利用者については、現行のまま安全センター等への委託を継続するが、合併後に新規申請があるものについては、宇都宮市の基準で給付する。			

No. 318	中 分 類	児童福祉	小 分 類	計画策定
事務事業名	児童福祉計画〔行動計画の策定・進行管理〕			
調 整 内 容	当該計画が各市町ともに平成21年度までであることから、平成22年度に全面的な改定計画を策定することとし、それまでの期間については、新市移行後宇都宮市の計画を基本に、重点事業や目標値設定事業について、暫定的な全市計画を策定する。			

No. 319	中 分 類	児童福祉	小 分 類	計画策定
事務事業名	保育園整備計画〔保育園の整備計画策定及び整備事業〕			
調 整 内 容	2町に設置されている公立保育園について、新市以降後、暫定的に本市の整備計画に位置づけ、平成22年度に全体としての見直しを行う。			

No. 371	中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事務事業名	児童館・児童園の管理運営・整備			
調 整 内 容	河内町の児童館（3館）については、平成19年度は、現行（直営）のまま引き継ぐこととし、平成19年度中に新市全体での児童館の管理運営手法について、方向付けを行う。			

No. 377	中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事務事業名	地域子育て支援センター事業〔整備方針〕			
調 整 内 容	2町に設置されている地域子育て支援センター事業について、新市以降後、暫定的に本市の整備計画に位置づけ、平成22年度に全体としての見直しを行う。			

No. 386	中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事務事業名	放課後児童健全育成事業〔運営〕			
調 整 内 容	指導員の配置基準や報酬、開設時間等について、平成19年度を経過措置期間とし、平成20年度から宇都宮市の基準に統一できるよう調整する。			

【産業部会】（４件）

No. 81	中 分 類	農業	小 分 類	計画
事務事業名	農業振興地域整備計画の適正管理			
調 整 内 容	合併までに市町の計画を一本化する方向で協議を行い、平成１９年度を目途に新市の計画を策定し、農用地区域の変更事務を行う。			

No. 82	中 分 類	農業	小 分 類	計画
事務事業名	食料・農業・農村基本計画			
調 整 内 容	宇都宮市単独で策定した計画であり、２町は独自計画を有していないので、宇都宮市の計画を基準に、計画見直し時期（平成２０年度）に新市全域を対象とした計画を策定する。			

No. 99	中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事務事業名	体験農園設置事業			
調 整 内 容	宇都宮市と２町では、補助金の交付額や交付方法、対象者が異なるため、平成１９年度内に関係機関と調整のうえ、平成２０年度から宇都宮市の基準により実施する。			

No. 138	中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事務事業名	土地改良協議会			
調 整 内 容	平成１９年度内に宇都宮市土地改良協議会として一本化を図る。ただし、補助金については、廃止の方向で合併後協議し、調整する。			

【建設部会】（１１件）

No. 8	中 分 類	土木管理	小 分 類	市町道維持
事務事業名	防災行政無線の維持管理			
調 整 内 容	防災行政無線の維持管理については、上河内町が設置している同報系を含め、（仮称）地域自治センターで行う。 １市町１波が原則のため、平成１９年度中に新たな周波数移行計画書を作成し、総務省関東総合通信局へ提出する。			

No. 38	中 分 類	河川	小 分 類	河川整備
事務事業名	河川整備計画			
調 整 内 容	宇都宮市が策定した「宮の川づくり基本構想」を基に、新市移行後、１市２町の溢水被害状況等を勘案し、平成２３年度を目途に、河川整備計画を策定する。			

No. 47	中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事務事業名	河川愛護			
調 整 内 容	河川愛護活動事業補助については、新市の速やかな一体性を確保する観点から、河川の除草・清掃・花の植栽等の活動を行う現行の宇都宮市の河川愛護グループ補助制度を新市において適用する。 なお、上河内町で実施している自治会均等補助については、住民の理解を得ながら平成２３年度までに廃止し、新市における河川愛護グループ補助制度を適用する。			

No. 54	中 分 類	建築保全	小 分 類	公共建築物
事務事業名	公共建築物の維持管理業務			
調 整 内 容	宇都宮市と両町で異なる管理体制については、宇都宮市の制度を基準に、平成２１年度を目途に調整する。			

No. 66	中 分 類	都市計画	小 分 類	計画策定
事務事業名	都市計画マスタープランの策定			
調 整 内 容	合併後３年程度を目標に新市全体を対象とする都市計画マスタープランを策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画として調整を進めていく。			

No. 67	中 分 類	都市計画	小 分 類	計画策定
事務事業名	市街化調整区域の整備及び保全の方針の策定			
調 整 内 容	都市計画マスタープランの策定を踏まえ、それまでの間は現行の方針を地域別の方針として調整を進めていく。			

No. 75	中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画基本図等
事務事業名	基本図等の作成・管理			
調 整 内 容	基本図の仕様等については、宇都宮市の制度を基本とするが、更新時期がそれぞれ異なるため、合併後の調整で新市全体図等の作成を行う。			

No. 77	中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画基本図等
事務事業名	ウェブマップシステムの管理			
調 整 内 容	GISシステムに必要となるデータは、都市計画基本図の作成によるものであるため、基本図の更新時期に合わせ調整を進めている。			

No. 125	中 分 類	公園	小 分 類	基本計画
事務事業名	緑の基本計画			
調 整 内 容	宇都宮市の計画の目標年次が平成22年度であること、新市の都市計画マスタープラン策定の予定が平成21年度であることなどから、合併後、宇都宮市の計画を基準に平成23年度からの新市の計画を策定する。			

No. 152	中 分 類	区画整理	小 分 類	土地区画整理計画
事務事業名	土地区画整理計画			
調 整 内 容	合併後、地域の特性や住民意向などを十分に反映したうえで、多様な整備手法を活用した計画作りや整備地区の優先順位などについて調整し、市街地整備に係る全体計画を策定する。			

No. 153	中 分 類	区画整理	小 分 類	公共施行土地区画整理
事務事業名	公共施行土地区画整理事業			
調 整 内 容	土地区画整理法第76条の建築行為等の制限や開発行為等についての取扱基準が異なることから、事業実施の実情や許可の経緯を踏まえながら、合併後、運用基準等について調整し、統一した運用を行えるようにする。			

【上下水道部会】（４件）

No. 14	中 分 類	水道	小 分 類	配水管維持管理
事務事業名	有収率向上計画			
調 整 内 容	合併後、速やかに新市全体を対象とする有収率向上計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。			

No. 64	中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事務事業名	防災対策			
調 整 内 容	合併後、当面は各市町の地域防災計画で対応することとし、新市全体を対象とする地域防災計画の策定に併せて調整する。			

No. 68	中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事務事業名	経営計画			
調 整 内 容	合併後、現行の宇都宮市の計画を基本として、現在の上河内町の事業計画等を取り込み、速やかに新市の計画を策定する。			

No. 36	中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事務事業名	財政計画			
調 整 内 容	合併を見据えた施設の建設計画及び維持管理計画の調整を行いながら、合併後、速やかに財政計画を策定する。			

【教育部会】（１４件）

No. 13	中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事務事業名	図書館電算システムの運営			
調 整 内 容	宇都宮市のシステムの更新時期が平成２０年度であるため、それに併せ、各市町のシステムを新システムに統合する。			

No. 22	中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事務事業名	学校施設開放事業			
調 整 内 容	対象施設は宇都宮市の制度に統一するものとするが、その管理運営形態及び使用料については、平成２０年度を目途に調整を図る。			

No. 23	中 分 類	生涯学習	小 分 類	学習成果の活用促進
事務事業名	生涯学習推進計画			
調 整 内 容	平成２０年度を目途に、新市全体の計画を策定する。それまでの間、計画を未策定の２町の区域については、宇都宮市の現行計画を適用する。また、宇都宮市の生涯学習推進計画後期事業計画（平成１８年度～平成２２年度）を平成１９年度中に見直し、新市の事業計画とする。			

No. 35	中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事務事業名	通学区域の見直し			
調 整 内 容	基本的に宇都宮市の方針に統一するが、地域と協議する必要があるため、合併後速やかに調整に着手する。			

No. 89	中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事務事業名	学校図書整備事業			
調 整 内 容	学校図書館図書整備費については、宇都宮市の制度を基準に調整するが、図書管理システムについては、平成２０年度を目途に整備する。			

No. 90	中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事務事業名	情報教育機器整備事業			
調 整 内 容	児童生徒用機器等については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、インターネット使用環境については宇都宮市の制度を基準に合併までに整備する。			

No. 98	中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事務事業名	給食調理業務委託の推進			
調 整 内 容	単独調理校については、組織・定員計画との整合性を図りながら、合併後速やかに民間委託の計画を策定し、計画的に進めていく。共同調理方式については、合併後に民間委託を検討する。			

No. 121	中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事務事業名	教員用パソコンの整備			
調 整 内 容	宇都宮市の整備方針を基本に、平成19年度を目途に統一する。			

No. 130	中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事務事業名	学校事務システム			
調 整 内 容	宇都宮市のみが実施している事業なので、宇都宮市の制度を基準に、平成19年度を目途に新市全小中学校に整備する。			

No. 153	中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事務事業名	文化振興基本計画			
調 整 内 容	宇都宮市の計画を基本に、平成19年度を目途に、新市の計画を策定する。			

No. 157	中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事務事業名	指定文化財等の維持管理			
調 整 内 容	指定文化財等の修理費補助については、宇都宮市の制度を基準に統一し、管理費補助及び保存愛護活動補助については、平成20年度を目途に統一する。2町の指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。			

No. 174	中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事務事業名	学校校庭夜間開放事業			
調 整 内 容	照明設備の管理手法については、合併時は現行どおりとし、平成20年度を目途に宇都宮市の制度を基準に調整する。使用料及び使用料減免の基準については、合併時は現行どおりとし、平成20年度から統一する。			

No. 186	中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事務事業名	体育協会の支援			
調 整 内 容	体育協会の支援については、各市町体育協会に対し、平成21年度までに統合するよう働きかけていくとともに、2町のそれぞれの地区体育協会を設置するよう指導する。また、各競技種目団体については、団体間で調整するよう指導する。			

No. 189	中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	市民スポーツ活動振興
事務事業名	スポーツ振興基本計画の策定			
調 整 内 容	宇都宮市の計画を基本に各町の実情を踏まえながら、平成19年度中に見直し、新市の計画とする。			

2 「(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する」とした事務事業(63件)

※ No.は、第3回合併協議会までに報告した際の番号

【総務部会】(9件)

No. 64	中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事務事業名	代替バス(循環バス)運行費補助			
調 整 内 容	上河内地域の特性に応じた新たな交通移動手段について、合併後に検討し、これが確保されるまでの間は現行のままとする。			

No. 65	中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事務事業名	烏山線利用推進			
調 整 内 容	「烏山線利用推進電化実現常野線建設促進期成同盟会」に新市として引き続き加盟していくことについて、合併後に検討し、他市町と合意形成を図ったうえで調整する。			

No. 75	中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事務事業名	公共施設への公共情報端末運用管理			
調 整 内 容	端末未設置である上河内町の施設への配置を含め、合併後に新市全体の施設への配置を再度検討する。			

No. 77	中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事務事業名	地域情報活動拠点の整備・充実			
調 整 内 容	宇都宮市のみ試行的に実施している事業であるので、状況を確認しながら、合併後に新市全体への展開を検討する。			

No. 86	中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事務事業名	地理情報システム整備推進			
調 整 内 容	各市町のデータの整備状況に差異があるため、データが整備された地域から宇都宮市のシステムに追加し、平成21年度を目途に調整する。			

No. 128	中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事務事業名	車両管理システム			
調 整 内 容	平成20年度に宇都宮市のシステムを新システムに移行する予定であり、それに併せて新市のシステムを統一する。それまでの間は、現行どおりとする。			

No. 129	中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事務事業名	会議室管理システム			
調 整 内 容	平成20年度に宇都宮市のシステムを新システムに移行する予定であり、それに併せて新市のシステムを統一する。それまでの間は、現行どおりとする。			

No. 233	中 分 類	財政	小 分 類	財政
事務事業名	使用料の見直し			
調 整 内 容	使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに協議し、段階的に調整する。			

No. 461	中 分 類	賦課	小 分 類	事業所税
事務事業名	事業所税賦課関係事務			
調 整 内 容	上河内町及び河内町の区域は、平成19年度は資産割及び従業者割とも課税免除、平成20年度から平成23年度までは資産割は1／2課税、従業者割は全額課税とし、平成24年度から全額課税とする。			

【住民部会】（６件）

No. 14	中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事務事業名	防犯灯設置及び管理補助金交付事業			
調 整 内 容	平成１９年度は現行のままとし、２０年度以降速やかに、宇都宮市の制度を基準に調整する。			

No. 40	中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事務事業名	交通安全推進団体補助金交付事業			
調 整 内 容	平成１９年度は現行のままとし、平成２０年度以降速やかに、宇都宮市の制度を基準に調整する。			

No. 128	中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	生活排水対策
事務事業名	生活排水処理計画の推進			
調 整 内 容	合併後は、新市の計画を策定することから、その間は現行どおりとし、段階的に調整を図る。			

No. 144	中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事務事業名	公害の未然防止指導			
調 整 内 容	既に締結されている協定や当面の協定締結は、これまでの経緯を尊重することが企業等との信頼関係を損なわないことから、当分の間、現行どおりとし、合併後、各市町の生活環境の現状や地域の実績等を整理し、調整する。			

No. 189	中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物収集
事務事業名	し尿収集運搬事業			
調 整 内 容	収集体制（委託・許可）、収集手数料については、合併後速やかに検討し、統一されるまでの間は現行のままとする。			

No. 193	中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事務事業名	し尿処理業者転業支援事業			
調 整 内 容	現在の転業支援事業のあり方について、合併後速やかに事業内容の検討・見直しを行なうこととし、それまでの間は現行のままとする。			

【保健福祉部会】（１４件）

No. 1	中 分 類	保健	小 分 類	保健・医療施設
事務事業名	保健センターの維持運営			
調 整 内 容	実施体制については、平成２１年度末までに調整するものとし、開館時間については、人員配置を含めて平成１８年度中に調整する。			

No. 39	中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事務事業名	性と健康に関する思春期の健康教育			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 41	中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事務事業名	地区における健康教育（母子）			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 42	中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事務事業名	ママパパ学級			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 43	中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事務事業名	一般健康相談（母子）			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 46	中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事務事業名	思春期相談			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 61	中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事務事業名	レディース相談			
調 整 内 容	平成１９年度は現行のまま実施し、合併後の状況を確認しながら方向性を明確にする。			

No. 66	中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事務事業名	生活習慣病予防セミナー			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 68	中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事務事業名	地区における健康教育（成人）			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 74	中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事務事業名	一般の健康相談（成人）			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 86	中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事務事業名	健診結果相談			
調 整 内 容	実施手法に各地域の特色があることから、現在の手法を一定期間継続するものとし、合併後の状況を確認しながら実施手法の統一について検討を進めていく。			

No. 91	中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事務事業名	集団検診（生活習慣病）結果説明会			
調 整 内 容	平成19年度は現行のまま実施し、合併後の状況を確認しながら方向性を明確にする。			

No. 92	中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事務事業名	個別健康教育			
調 整 内 容	平成19年度は現行のまま実施し、合併後の状況を確認しながら方向性を明確にする。			

No. 311	中 分 類	障害者福祉	小 分 類	法人・団体
事務事業名	障害者関係団体への運営補助			
調 整 内 容	各市町に共通している団体については、合併時に統合できるよう支援・指導に努めるが、統合に時間を要する団体については、平成19年度以降も継続して統合への支援・指導をしていく。 合併までに統合できた団体については、合併時から新たな団体への支援を行うこととなるが、団体への補助金の見直し中であることから平成19年度中に今後の方向性を調整することとする。			

【産業部会】（１４件）

No. 9	中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事務事業名	若手後継者等育成支援事業			
調 整 内 容	河内町がその地域特性に基づき実施している事業であり、(仮称)地域自治センターにおいて、当面は事業を継続し、一定期間経過後にその必要性を再検証し、調整する。			

No. 10	中 分 類	商業	小 分 類	商工団体支援
事務事業名	商工団体への補助事業(商工会議所・商工会)			
調 整 内 容	事業補助として必要なため、当面は現行どおり継続する。 商工会議所や商工会は、その設立根拠やこれまでの経緯に差異があるため、旧市・旧町の区域を管轄する商工団体としてそれぞれ存続させる。 対象経費や補助率については、段階的な調整に向け、合併後に協議する。			

No. 12	中 分 類	商業	小 分 類	商工団体支援
事務事業名	プレミアム付商品券発行事業(商工会)への支援			
調 整 内 容	河内町がその地域特性に基づき実施している事業であり、(仮称)地域自治センターにおいて、当面は事業を継続し、一定期間経過後にその必要性を再検証し、調整する。			

No. 84	中 分 類	農業	小 分 類	土地基盤整備
事務事業名	圃場整備事業（推進事業）			
調 整 内 容	現在圃場整備（面工事）実施中の地区については現行どおりとし、平成１９年度以降新規地区から宇都宮市の制度を適用する。			

No. 96	中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事務事業名	農林産物ブランド化推進事業			
調 整 内 容	農林産物ブランド化の推進は、上河内町の「鬼怒の舞」（米）など、今までは各市町がそれぞれ独自に取り組んでいるが、今後は、平成１９年５月以降の宇都宮市のブランド化推進協議会の中で、ブランド化作物の調整等を行っていく。			

No. 105	中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事務事業名	有害鳥獣駆除事業			
調 整 内 容	2町の駆除事業内容は猟友会への委託あるいは補助であるが、宇都宮市では駆除申請者（JA等）が実施している。 現在2町が実施する委託・補助については、平成19年度は（仮称）地域自治センターにおいて実施することとし、平成20年度からは宇都宮市の制度に統一する方向で、合併後、協議する。			

No. 127	中 分 類	農業	小 分 類	イベント
事務事業名	農林業祭			
調 整 内 容	事業目的が市町で異なるため、当分の間、現行のまま継続して開催していき、事業実施のあり方などについては、合併後に協議する。			

No. 137	中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事務事業名	水稻病虫害防除事業協議会			
調 整 内 容	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、合併後の協議において、協議会への補助等について段階的に調整し、統一した対応をとることとする。			

No. 140	中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事務事業名	農業機械士協議会			
調 整 内 容	新市に移行後、（仮称）地域自治センターで事業を実施するなど当分の間現行どおりとし、合併後の協議において段階的に調整することとする。			

No. 150	中 分 類	農業	小 分 類	施設
事務事業名	農業集落排水施設			
調 整 内 容	施設の管理のうち巡回管理は各市町とも地元業者に委託を行っているが、日常管理・汚泥処理や修繕方法について、平成20年度を目途に調整する。			

No. 152	中 分 類	農業	小 分 類	施設
事務事業名	農業集落排水施設（使用料等）			
調 整 内 容	合併後3～5年の間に公共下水道使用料について、下水道使用料等審議会に諮問するのに併せて調整する。			

No. 175	中 分 類	林業	小 分 類	団体等運営
事務事業名	森林団体育成事業			
調 整 内 容	平成１９年度は旧来の補助金を半額にし，平成２０年度には廃止の方向で調整する。			

No. 188	中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事務事業名	農作業賃金事務			
調 整 内 容	農作業賃金標準額の適用期間が各市町により異なるので，合併時から平成１９年１２月までは，１市２町で作成した標準額を適用し，平成２０年１月からは新市全域を対象とした標準額に一本化する。			

No. 193	中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事務事業名	標準小作料改定事務			
調 整 内 容	平成１９年までの標準小作料は現行どおりとし，平成２０年からの標準小作料は，平成１９年に小作料改定作業を行い決定する。			

【建設部会】（８件）

No. 9	中 分 類	土木管理	小 分 類	市町道維持
事務事業名	道路愛護事業			
調 整 内 容	上河内町で行っている道路愛護会の県連合会への加入・脱退については、合併後、県連合会と協議する。 道路愛護会に対する補助制度は、平成２１年度を目途に段階的に廃止するとともに、道路愛護の現状や愛護会本来の役割を再検討したうえで、事業手法等の調整・統一を行う。			

No. 22	中 分 類	道路建設	小 分 類	街路道等
事務事業名	都市計画道路整備事業			
調 整 内 容	当面は、各市町の現行計画で対応し、合併後３～５年を目標に新たな計画を策定する。			

No. 24	中 分 類	道路建設	小 分 類	市町道建設
事務事業名	橋りょう新設改良事業			
調 整 内 容	当面は、各市町の現行計画で対応し、合併後３～５年を目標に新たな計画を策定する。			

No. 31	中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事務事業名	道路維持管理業務			
調 整 内 容	平成１９年度は現行どおりで予算措置することとし、平成２１年度を目途に統一した維持管理方法を確立する。			

No. 33	中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事務事業名	道路の維持修繕工事			
調 整 内 容	平成１９年度は現行どおりで予算措置することとし、平成２１年度を目途に統一した維持管理方法を確立する。			

No. 34	中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事務事業名	橋りょうの維持修繕工事			
調 整 内 容	平成１９年度は現行どおりで予算措置することとし、平成２１年度を目途に統一した維持管理方法を確立する。			

No. 35	中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事務事業名	交通安全施設整備工事			
調 整 内 容	平成19年度は現行どおりで予算措置することとし、平成21年度を目途に統一した維持管理方法を確立する。			

No. 63	中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画の決定・変更
事務事業名	線引きに関する事務			
調 整 内 容	合併後、新市全域での区域区分(線引き)については、当面、現状を維持していくこととするが、都市計画決定の権限を有する県の次々期見直しまでに、新市全域で区域区分(線引き)を行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進める。			

【上下水道部会】（９件）

No. 1	中 分 類	水道	小 分 類	水道普及の現況と計画
事務事業名	水道普及の現況			
調 整 内 容	新市において水道料金の調整や財政計画の策定と併せて新しい上水道拡張計画を策定していくことから、当面は現行のまま引き継ぎ、新計画に基づき計画的に水道整備を行い、段階的に普及率の均衡を図る。			

No. 2	中 分 類	水道	小 分 類	水道普及の現況と計画
事務事業名	上水道拡張事業計画			
調 整 内 容	合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後３年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。			

No. 45	中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事務事業名	老朽施設改良（配水管）			
調 整 内 容	老朽管の埋設状況は特定の地域となるため、各市町の状況や整備計画を踏まえ、現計画を基に現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に策定される財政計画に合わせ、その老朽度、緊急度を考慮しながら整備計画を調整する。			

No. 47	中 分 類	水道	小 分 類	水道料金
事務事業名	水道料金（料金体系）			
調 整 内 容	利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後３～５年で段階的に調整する。			

No. 1	中 分 類	下水道	小 分 類	下水道計画
事務事業名	下水道全体計画			
調 整 内 容	合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後３年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。			

No. 3	中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事務事業名	単独・流域関連公共下水道（汚水）整備			
調 整 内 容	当分の間現行どおりとし、合併後３年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。			

No. 4	中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事務事業名	特定環境保全公共下水道整備			
調 整 内 容	当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。			

No. 5	中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事務事業名	公共下水道雨水整備			
調 整 内 容	当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。			

No. 12	中 分 類	下水道	小 分 類	下水道使用料
事務事業名	下水道使用料賦課			
調 整 内 容	利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。			

【教育部会】（３件）

No. 4	中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事務事業名	生涯学習施設の整備			
調 整 内 容	宇都宮市の施設管理方針を基準に、各施設の整備状況を勘案しながら、平成20年度を目途とする生涯学習推進計画の策定に併せて整備計画を策定し、適正な施設配置を図る。			

No. 96	中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事務事業名	生野菜・果物給食の充実			
調 整 内 容	生野菜・果物の使用方法、使用品目等については、平成20年度中に宇都宮市の「生野菜・果物調理作業基準」を基に取り扱うこととして調整する。河内町の各学校については、調理済専用冷蔵庫の整備を計画的に進めるとともに、上河内学校給食センターの配送等については、生野菜・果物の適正な温度調整を行えるよう設備等の整備を図る。			

No. 171	中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事務事業名	総合型地域スポーツクラブの支援			
調 整 内 容	河内町で現在運営中のクラブの支援については、平成20年度までは現行どおりとし、平成21年度から宇都宮市の制度に統一する。それ以外のクラブについては、合併時から宇都宮市の制度に統一する。			